

令和8年度 南阿波ピクニック公園遊具設置実施設計業務 仕様書

1 業務名 令和8年度 南阿波ピクニック公園遊具設置実施設計業務

2 業務場所 南阿波ピクニック公園
海陽町浅川

3 履行期間 契約の翌日から令和8年11月30日

4 業務の目的

本業務は、南阿波ピクニック公園における遊具設置について、基本設計で整理された整備方針及びコンセプトを踏まえ、公園のシンボルとなり、子ども連れが楽しめる魅力ある空間の実現に向けて、工事発注に必要な詳細設計図書を作成することを目的とする。

5 業務の内容

本業務の主な内容は、下記のとおりとする。

1. 与条件の確認及び調査

基本設計の内容、現地状況、関係法令及び遊具の安全基準等の設計条件を確認し、必要な調査を行う。

2. 実施設計の検討

与条件を踏まえ、遊具の安全性及び利用者動線に配慮するとともに、施工性及び維持管理性を考慮した実施設計の内容を検討する。

3. 実施設計図の作成

遊具の構造及び基礎、配置計画等について、工事発注に必要な実施設計図を作成する。

4. 数量計算

設計内容に基づき、遊具設置及び関連工事に係る数量を算出する。

5. 工事費内訳書の作成

算出した数量を基に工事費を積算し、内訳書を作成する。

6. 実施設計説明書の作成

設計の考え方及び主要事項を整理した説明書を作成する。

7. 照査

設計内容について、関係法令及び遊具の安全基準への適合性並びに図書間の整合性を確認する。

8. 設計協議

業務の各段階において発注者と協議を行い、設計内容の確認及び調整を行う。

9. 報告書の作成

本業務の実施内容、設計検討の経過及び成果を取りまとめた報告書を作成する。

6 成果品

1. 報告書：1部
2. 実施設計図・数量計算書・工事費概算資料・工事仕様書等：1式
3. 設計検討資料及び設計計算書・構造計算書：1式
4. 成果品電子データ（CD-R）：2部（正・副）

7 費用の負担

受託者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

1. 打ち合わせ、調査結果の報告説明等のための本町の施設への訪問に伴う交通費
2. 本町の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償
3. 官公署等に届出をする書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

8 その他留意事項

1. 受託者は、建築基準法、消防法、その他関係法令等に適合するよう関係機関と協議しその指示に従うものとする。
2. 遊具の著作権等は本町に帰属すること。
3. 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い、協議のうえ業務を進めること。
4. 受託者は、業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
5. 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議のうえ定めることとする。